

医 第 2 6 2 3 号
令和 7 年 2 月 6 日

県内病院及び有床診療所の管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

医師労働時間短縮計画の見直し等に関する手続きについて（通知）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医師労働時間短縮計画作成ガイドラインについては、「「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について」（令和4年4月1日付け医政発 0401 第 31 号厚生労働省医政局長通知）により示されているところですが、医療法第 122 条第 2 項及び第 3 項に基づく医師労働時間短縮計画（以下「時短計画」という。）の見直しに関する事項について、令和 6 年 11 月 27 日付け医政発 1127 第 7 号により改正されたところです。

ついては、時短計画の見直し等に係る手続きは下記のとおりですので、必要な取組を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 時短計画等の作成対象医療機関

- (1) 特定労務管理対象機関（新たに指定を受けようとする医療機関を含む）
- (2) 地域医療介護総合確保基金に基づく補助金の交付を受ける医療機関※

※千葉県勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金のうち、地域医療勤務環境改善体制整備事業又は地域医療勤務環境改善体制整備特別事業の交付を受ける医療機関に限る。

- (3) 診療報酬における地域医療体制確保加算を算定する医療機関

2 提出資料及び提出期限等

別紙のとおり。ただし、1 (1) に該当する医療機関と 1 (2) 又は (3) に該当する医療機関で提出資料等が異なりますが、両方に該当する場合は、1 (1) に該当する医療機関の手続きにより対応をお願いします。

※各種資料は以下の県ホームページを参照ください。

<医師の働き方改革に係る国の施策情報・通知等／千葉県>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/kinmukankyou-kaizen-tuuchi/index.html>

ページ番号：506652

3 提出方法

原則、G-MIS（医療機関等情報支援システム）へ登録いただきます。詳細は追ってお知らせいたします。

なお、G-MIS による申請が困難な場合には、県へお問い合わせください。

<G-MIS ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

4 その他

1（2）に該当する医療機関のうち、勤務環境改善医師派遣等推進事業を活用し、医師の派遣を受ける医療機関は、千葉県勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金交付要綱により、別途、時短計画の提出が必要です。

連絡先

千葉県健康福祉部 医療整備課

医師確保・地域医療推進室

担当者：伊藤

電 話：043-223-3902

F A X：043-221-7379

E-mail：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

(1) 特定労務管理対象機関（新たに指定を受けようとする医療機関を含む）				
新たに時短計画を作成する場合 又は 現行の時短計画の計画期間が終了に伴い新たな計画を作成する場合の手続き【時短計画の作成】				
時期	対応	G-MIS登録		
		時短計画	参考資料	その他
時短計画作成時	作成した 時短計画を直ちに県に提出。 ※時短計画の提出期限：時短計画作成後、概ね2週間以内	○		
時短計画作成後2か月以内	前年度（4月～3月）の実績に基づき作成した 参考資料を県に提出。 ※参考資料の提出期限：時短計画作成後、2か月以内		○	
全機関で年1回必ず実施する手続き【時短計画の見直し、参考資料(別添1、別添2-1及び別添2-2)の作成】				
時期	対応	G-MIS登録		
		時短計画	参考資料	その他
12月（～2月）	※ 時短計画の始期が4月でなくとも、計画の見直しにおいては各時短計画作成対象機関が作成した時短計画の始期から3月末までの間を1年目として取り扱うこととし、以下そのスケジュールとなります。 【暫定評価（実績確認）】 ・12月に、4月～11月まで8か月間の実績を確認し、参考資料を作成。 ・作成した 参考資料を県に提出。 ※参考資料の提出期限：2月15日 ※令和6年度は提出不要。		○	
1月（～4月）	【暫定評価（11月までの実績を基に次年度の取組目標など時短計画見直しの必要性を検討）】 ・1～2月に、作成した参考資料等により、医師を含む各職種が参加する院内の協議体等で、時短計画見直しの必要性について議論。 ・時短計画の見直しが必要な場合、3月までに院内の手続きを経て、時短計画を変更。 ・時短計画を変更した場合、 様式7及び変更後の時短計画を県に提出。 また、時短計画変更する必要がある場合、 様式8及び現行の時短計画を県に提出。 ※計画の提出期限：4月15日	○		○ 変更有:様式7 変更無:様式8
4月（～6月）	【最終評価（3月までの実績を基に次年度の取組目標など時短計画見直しの必要性を再検討）】 ・4月に、前年度（4月～3月）の実績を確認し、参考資料を作成。 ・作成した参考資料等により、医師を含む各職種が参加する院内の協議体等で、時短計画見直しの必要性について再検討。 ・時短計画の見直しが必要な場合、6月までに院内の手続きを経て、時短計画を変更。 ・ 変更後の時短計画と参考資料を県に提出。 なお、時短計画の変更を行わない場合は、 参考資料のみ県に提出。 ※計画と参考資料の提出期限：6月末日	○ ※変更有のみ	○	
随時	県が実施する補助事業等を活用すること等により時短計画を前倒しで推進する場合や、時短計画の対象医師数の大幅な増減が生じた場合、新たな診療科の医師を特定対象医師として指定した場合等においては、必要に応じて計画の見直しを検討。	○	○ ※医療整備課の指示がある場合	○ ※計画を変更した場合は様式7を提出

(2) 地域医療介護総合確保基金に基づく補助金の交付を受ける医療機関※				
※千葉県勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業補助金のうち、地域医療勤務環境改善体制整備事業又は地域医療勤務環境改善体制整備特別事業の交付を受ける医療機関に限る。				
(3) 診療報酬における地域医療体制確保加算を算定する医療機関				
新たに時短計画を作成する場合 又は 現行の時短計画の計画期間が終了に伴い新たな計画を作成する場合の手続き【時短計画の作成】				
時期	対応	G-MIS登録		
		時短計画	参考資料	その他
時短計画作成時	作成した 時短計画を直ちに県に提出。 ※時短計画の提出期限：時短計画作成後、概ね2週間以内	○		
時短計画作成後2か月以内	前年度（4月～3月）の実績に基づき作成した 参考資料を県に提出。 ※参考資料の提出期限：時短計画作成後、2か月以内		○	
全機関で年1回必ず実施する手続き【時短計画の見直し、参考資料(別添1、別添2-1及び別添2-2)の作成】				
時期	対応	G-MIS登録		
		時短計画	参考資料	その他
12月（～2月）	※ 時短計画の始期が4月でなくとも、計画の見直しにおいては各時短計画作成対象機関が作成した時短計画の始期から3月末までの間を1年目として取り扱うこととし、以下そのスケジュールとなります。 【暫定評価（実績確認）】 ・12月に、4月～11月まで8か月間の実績を確認し、参考資料を作成。			
1月（～3月）	【暫定評価（11月までの実績を基に次年度の取組目標など時短計画見直しの必要性を検討）】 ・1～2月に、作成した参考資料等により、医師を含む各職種が参加する院内の協議体等で、時短計画見直しの必要性について議論。 ・時短計画の見直しが必要な場合、3月までに院内の手続きを経て、時短計画を変更。			
4月（～6月）	【最終評価（3月までの実績を基に次年度の取組目標など時短計画見直しの必要性を再検討）】 ・4月に、前年度（4月～3月）の実績を確認し、参考資料を作成。 ・作成した参考資料等により、医師を含む各職種が参加する院内の協議体等で、時短計画見直しの必要性について再検討。 ・時短計画の見直しが必要な場合、6月までに院内の手続きを経て、時短計画を変更。 ・ 変更後の時短計画と参考資料を県に提出。 なお、時短計画の変更を行わない場合は、 参考資料のみ県に提出。 ※計画と参考資料の提出期限：6月末日	○ ※変更有のみ	○	
随時	県が実施する補助事業等を活用すること等により時短計画を前倒しで推進する場合や、時短計画の対象医師数の大幅な増減が生じた場合、新たな診療科の医師を特定対象医師として指定した場合等においては、必要に応じて計画の見直しを検討。			